

横須賀市報

号外第 10 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次
監査委員公表

◇監査結果の報告について…………… 1
◇監査の結果報告に係る措置の公表について…………… 14

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和4年第3号

監査結果の報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和4年5月10日

横須賀市監査委員	川 瀬 富士子
同	丸 山 邦 彦
同	加 藤 眞 道
同	石 山 満

資源循環部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年1月13日から同年3月25日まで

3 監査の対象及び範囲

資源循環部の所管に属する令和3年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点（評価項目）

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (5) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 支出に関する事務

令和3年4月分の旅費（ポイ捨て防止啓発事業）の支出において、算出

誤りにより支給不足が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

(資源循環政策課)

(2) 契約に関する事務

ア 令和2年10月5日付け契約課長通知「契約手続きにおける押印の省略について」によると、「納品又は役務の完了を確認する書類」は、押印を省略できることとされているが、その場合に必要な措置として、事業者には「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先(電話番号)を必ず記載させることとされている。Yデッキ及びその周辺、定日ごみ集積所環境美化業務委託の令和3年9月分の完了届においては、事業者の押印が省略されていたが、本件責任者及び担当者の氏名について記載されていなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。

(資源循環政策課)

イ 契約事務取扱規程によると、検査員は、検査を行ったときは、検査書により、主管課長に対して報告しなければならない(検査書に課長の決裁を受ける。)と規定されているが、リサイクルプラザ手選別・成型品搬出等業務委託11月分に係る業務委託料の支出において、検査書に課長の決裁を受けていなかったため、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(資源循環施設課)

ウ リサイクルプラザペット圧縮梱包機修繕に係る契約は物件修繕請負請書により締結されている。支出金額に誤りはなかったものの、この請書に表記された請負代金のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額が誤って記載されていたため、今後は適正な事務処理に改められたい。

(資源循環施設課)

経済部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年1月13日から同年3月25日まで

3 監査の対象及び範囲

経済部の所管に属する令和3年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点（評価項目）

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (5) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 予算の執行に関する事務

ア 専決規程によると、会計年度任用職員の任免については、人事課長ま

で合議をする必要があるとされているが、雇用促進事業に係る会計年度任用職員の任免において、人事課長に合議することなく決定されていたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(経済企画課)

イ 職員のサービスの宣誓に関する条例によると、新たに職員となった者は、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないとされているが、雇用促進事業に係る会計年度任用職員の任用において、宣誓書に署名がされていなかったため、今後は、職員のサービスの宣誓に関する条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(経済企画課)

(2) 収入に関する事務

手数料条例では、手数料は申請又は請求の際に徴収すると規定されているが、農業振興地域に関する証明書の交付において、実際には手数料の徴収日(6月22日)と同日に収納を確認した後、証明書を交付していたものの、証明書の交付日付が6月10日となっていたため、今後は、手数料条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(農業振興課)

(3) 支出に関する事務

ア スタートアップ支援事業等の実施に係る「公益財団法人横須賀市産業振興財団が行うスタートアップ支援事業等に関する協定書」によると、同財団への負担金の交付について、その一部を前金払により4月までに支払うこととされているが、その期限を過ぎて交付していたため、今後は、同協定書に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(創業・新産業支援課)

イ YRPセンター1番館の建物賃貸借契約に基づく月々の賃料及び共益費の支出について、建物賃貸借契約書によると、毎月25日までに当月分を支払うものとする規定されている。しかし、当月分賃料及び共益費について翌月に支出されていたため、今後は、同建物賃貸借契約書に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(創業・新産業支援課)

(4) 財産管理に関する事務

公有財産の評価額の改定が令和3年度に行われていたが、所管する公有財産台帳の副簿において、公有財産台帳評価額改定通知書による評価額改定(変更)の記載を行っていなかったため、公有財産規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(農業振興課)

都市部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年1月13日から同年3月25日まで

3 監査の対象及び範囲

都市部の所管に属する令和3年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点（評価項目）

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (5) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 予算の執行に関する事務

横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則によると、会計年度任用職員を任用した場合には、当該職員に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件等を記載した書類を交付するものとされている。支出金額に誤りはなかったものの、パートタイム会計年度任用職員の任用に係る誤った報酬月額が記載された辞令書を交付していたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(建築指導課)

(2) 財産管理に関する事務

公有財産規則によると、公有財産の使用許可又は許可条件の変更については、行政財産目的外使用許可(異動)報告書により、直ちに財務部長に報告しなければならないとされているが、災害救援型自動販売機(継続)に係る誤った数量が記載された同報告書を財務部長あてに提出していたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(市営住宅課)

土木部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年1月13日から同年3月25日まで

3 監査の対象及び範囲

土木部の所管に属する令和3年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点（評価項目）

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (5) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 予算の執行に関する事務

専決規程によると、細々目内の流用（特定財源を充当している細節からの流用を除く。）は部長専決事項とされているが、公用車新規リースによる自動車損害共済分担金の差額請求に伴う不足額の細々目内の予算流用について、道路建設課長の決裁により決定していたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（道路建設課）

(2) 契約に関する事務

契約規則によると、50万円以下の随意契約にあつては、契約の履行に必要な要件を記載した見積書をもって請書等に代えることができるとされており、当該見積書には、契約の履行に必要なとされる納入期限の記載が必要となる。不動産鑑定評価書作成に係る契約手続について、請書等に代えて見積書をもって事務処理を行っていたが、見積書に納入期限が記載されていなかったため、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（道路管理課）

(3) 財産管理に関する事務

郵便切手の管理において、保有枚数と受払簿の残数が一致しないものがあったため、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

（道路管理課及び道路維持課）

選挙管理委員会事務局監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年1月13日から同年3月25日まで

3 監査の対象及び範囲

選挙管理委員会事務局の所管に属する令和3年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点（評価項目）

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (5) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 支出に関する事務

横須賀市長選挙の選挙啓発用懸垂幕掲出業務委託について、契約規則の

規定により請書等に代えて契約の履行に必要な要件を記載した見積書をもって事務処理を行っていた。当該見積書によると、業務内容は掲出期間終了後の懸垂幕撤去を含むものとされており、実際の検査検収は適正に行われていたものの、支出命令書に記載された検査検収日が懸垂幕の掲出期間終了日よりも前の日付となっていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(選挙管理課)

農業委員会事務局監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年1月13日から同年3月25日まで

3 監査の対象及び範囲

農業委員会事務局の所管に属する令和3年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点（評価項目）

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

(1) 収入に関する事務

ア 独立行政法人農業者年金基金法の規定に基づく委託業務に関することについては、農業委員会事務委任規則により市長から農業委員会に委任

されており、また、横須賀市農業委員会事務局長専決規程により農業委員会副事務局長専決事項と定められているが、農業者年金業務委託手数料の請求について、市長事務部局である経済部農業振興課長決裁により行われていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(農業委員会事務局)

イ 手数料条例では、手数料は申請又は請求の際に徴収すると規定されているが、非農地証明書(29)の交付において、実際には手数料の徴収日(9月9日)と同日に収納を確認した後、証明書を交付していたものの、証明書の交付日付が7月13日となっていたので、今後は、手数料条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(農業委員会事務局)

横須賀市監査委員公表

令和4年第4号

監査の結果報告に係る措置の公表について

令和4年2月10日付け横須賀市監査委員公表令和4年第1号をもって公表した定期監査結果報告について、教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和4年5月10日

横須賀市監査委員	川	瀬	富士子
同	丸	山	邦彦
同	加	藤	真道
同	石	山	満

[教育委員会]

1 予算の執行に関する事務

- (1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの会計年度任用職員の任用に関する決裁文書について、任用される会計年度任用職員本人が令和3年4月1日に起案していた。この決裁文書は当該会計年度任用職員の任用を決定するものであり、任用前の会計年度任用職員が起案することは不適切な事務処理であることから、今後は適正な事務処理に改められたい。

(生涯学習課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、会計年度任用職員の任用手続に対する認識不足から生じたものであった。今後は、会計年度任用職員の任用手続について適正な事務処理を行うよう、周知徹底した。

- (2) 職員服務規程によると、職員は、出張をするときは、出張命令書により上司の決裁を受けなければならないと規定されているが、美術館運営課の「糸で描く物語」展出品作品借用（その他分）に係る普通旅費（宿泊）の支給において、用務終了後に出張命令書により上司の決裁を受けていた。また、横須賀市旅費支給条例によると、旅費は、順路によりこれを計算すると規定されているが、旅費算出の根拠として一部の出張経路について確認できる資料が出張命令書に添付されていなかった。今後は、職員服務規程及び横須賀市旅費支給条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(美術館運営課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、職員服務規程及び横須賀市旅費支給条例の認識不足から生じたものであった。今後は、同規程及び同条例に基づいた適正な事務処理を行うよう、周知徹底した。

- (3) 職員服務規程によると、職員は、出張をするときは、出張命令書により上司の決裁を受けなければならないと規定されているが、教育指導課の子ども読書活動推進事業における令和3年4月分の費用弁償（日帰り）の支給において、出張命令書により上司の決裁を受けていないものがあつたので、今後は、職員服務規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(教育指導課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、出張命令書回議時及び旅費支出時における確認不足により生じたものであった。今後は、旅費の支給について適正な事務処理を行うよう、周知徹底した。

- (4) 教育委員会専決規程によると、特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）の任免は部長専決事項とされているが、教育相談充実事業非常勤特別職（嘱託医師）の委嘱について、支援教育課長の決裁により決定していたので、今後は、教育委員会専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。（支援教育課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、教育委員会専決規程の認識不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、周知徹底した。

2 支出に関する事務

- (1) 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、日額による報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、翌月15日までに支給すると規定されているが、教育相談充実事業非常勤特別職（嘱託医師）の日額報酬について、令和3年4月分の報酬が同年5月31日に、令和3年6月分の報酬が同年7月21日に支給されていたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。（支援教育課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例の認識不足から生じたものであった。今後は、報酬の支給時期を遵守し同条例に基づいた適正な事務処理を行うよう、周知徹底した。

- (2) 令和3年5月分日本語指導員出張旅費の支出について、算出誤りにより支給不足が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。（支援教育課）

措置の内容

支給不足が生じていた旅費については、速やかに支給手続を行った。今後は、旅費の支給について適正な事務処理を行うよう、周知徹底した。

3 契約に関する事務

- (1) 契約規則によると、50万円以下の随意契約にあつては、契約の履行に必要な要件を記載した見積書をもって請書等に代えることができると規定されている。小中一貫教育推進事業における教科用図書購入に係る契約事務については、請書等に代えて見積書をもって事務処理を行っていたが、当該見積書には、契約の履行に必要なとされる物件の納入期限の記載がなかったため、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(教育政策課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約締結時における契約規則の確認不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、周知徹底した。

- (2) 契約規則によると、修繕請負で契約金額が300万円以下のものについては、契約の履行に必要な要件を記載した請書その他これに準ずる書面を徴することにより契約書の作成を省略することができるとされており、さらに、50万円以下の随意契約にあつては、契約の履行に必要な要件を記載した見積書をもって請書等に代えることができるとされている。しかし、天神島ビジターセンター1階展示室エアコン取替修繕に係る契約事務について、契約金額が50万円を超え300万円以下の随意契約であるにもかかわらず、請書が添付されていなかった。また、契約履行規則によると、契約者は、契約物件の修繕を完了したときは完了届を市長に提出しなければならないとされているが、完了届が添付されていなかった。今後は、契約規則及び契約履行規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(博物館運営課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約規則及び契約履行規則の認識不足から生じたものであった。今後は、両規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、周知徹底した。

4 財産管理に関する事務

- (1) 郵便切手の管理において、物品受払簿に所属長確認印が押されていないものがあったため、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

(教職員課)

措置の内容

物品受払簿に所属長確認印が押されていなかったとの指摘事項については、早急にその事実を職員間で共有した。今回の指摘事項の原因は、物品会計規則の認識不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な管理を行うよう、周知徹底した。

- (2) 学校用地における行政財産目的外使用許可について、行政財産目的外使用許可申請及び許可に係る事務処理が行なわれていないもの（電柱の支線1基）や現況（電柱の支線1基）と異なる内容（電話柱の支柱1基）で行政財産目的外使用許可申請及び許可がされているものがあったので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な管理に改められたい。

（学校管理課）

措置の内容

事務処理が行われていなかったものについては、許可手続を行った。また、現況と異なる内容で許可していたものについては、正しい内容で変更許可手続を行った。今後は、申請時に現地を確認するなど、適正な管理を行うよう、周知徹底した。

- (3) 物品会計規則によると、物品で不用になり、又は使用に堪えないものができたときは、会計課物品出納員に返納しなければならないと規定されているが、次の備品について、会計課物品出納員への返納手続を行わずに除却されていたので、必要な措置を講じ、今後は適正な管理に改められたい。

品名	備品番号	金額	取得年月日
はにわ土偶模型	0000072489	76,167円	1998年3月16日

（中学校）

措置の内容

当該備品について、返納手続を行った。今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理を行うよう、周知徹底した。